

福山市生活保護業務支援システム導入事業について、委託事業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年（令和6年）7月16日

福山市長 枝 広 直 幹

1 事業概要

- (1) 事業名 福山市生活保護業務支援システム導入事業
- (2) 実施場所 福山市役所生活福祉課、松永支所松永保健福祉課、北部支所北部保健福祉課、東部支所東部保健福祉課、神辺支所神辺保健福祉課、その他本市が指定する場所
- (3) 事業内容 生活保護業務支援システム仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から2025年（令和7年）3月31日まで

2 見積限度額

見積限度額の上限は、1,584,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (7) 過去3年以内に、5団体以上の地方公共団体に当該システムの導入実績を有する者であること。

4 評価基準・評価項目

評価基準（別紙2）のとおり。

5 受注候補者の特定

福山市生活保護業務支援システム導入事業者評価委員会における評価が最も高い者を、市長が本事業の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当課 福山市保健福祉局福祉部生活福祉課

住 所 〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎1階）

電 話 （084）928-1066（直通）

FAX （084）928-1730

メールアドレス seikatsu-fukushi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2024年（令和6年）7月16日（火）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）7月16日（火）から 同月30日（火）午後5時まで
質問書受付期間	2024年（令和6年）7月16日（火）から 同月23日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）7月26日（金）までに随時 福山市ホームページに掲載。
参加申込書の受付期間	2024年（令和6年）7月16日（火）から 同月30日（火）午後5時まで
企画提案書の提出者の参加資格確認結果通知	2024年（令和6年）7月31日（水）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）7月31日（水）から 同年8月9日（金）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2024年（令和6年）8月21日（水）
企画提案書の選定通知	2024年（令和6年）8月26日（月）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年（令和6年）7月16日（火）から同月30日（火）午後5時まで

イ 配付場所

福山市ホームページ（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>）からダウンロードすること。

(4) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。

7 契約の締結

(1) 本事業の契約は、評価委員会を経て、市長が特定した受注候補者と事業内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と、契約が締結できなかつたとき又は失格条件に該当すると認められたときには、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当したときは、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出されたとき

- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 2の見積限度額を超えた見積書を提出したとき
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めたとき
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めたとき
- (6) その他本市の指示に違反するとき

9 その他の留意事項

詳細は、福山市生活保護業務支援システム導入事業に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。